

## 北海道スポーツ少年団 指導者協議会規程

### ( 総 則 )

第1条 この規程は、北海道スポーツ少年団設置規程第19条に規程された指導者協議会（以下「協議会」という。）に関することを定める。

### ( 目 的 )

第2条 協議会は、北海道スポーツ少年団登録指導者（以下「指導者」という。）相互の連帯と資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

### ( 協議事項 )

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号について協議し、北海道スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) 指導活動の安全対策に関すること。
- (5) 指導者育成策の研究開発に関すること。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- (7) その他、前各号に関連すること。

### ( 構 成 )

第4条 協議会は、市町村スポーツ少年団の指導者協議会で構成する。

2 市町村スポーツ少年団は、その属する指導者協議会が選任した代表1名を、北海道スポーツ少年団に届出るものとする。

### ( 全道協議会 )

第5条 協議会は、毎年、前条第2号の代表による全道協議会を開催する。

2 全道協議会の協議事項は、出席した代表の合意で決定する。

### ( 運営委員会 )

第6条 協議会に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、随時これを開催し、全道協議会の開催についての企画立案並びに運営にあたる。

### ( 運営委員会の構成 )

第7条 運営委員会は、次の委員で構成する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 運営委員 8名以内

(運営委員会の選出)

第8条 運営委員は、第4条に定める代表の中から5名以内選出し、北海道スポーツ少年団本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する。

2 前項のほか、本部長は、北海道スポーツ少年団常任委員の中から3名以内を運営委員として委嘱することができる。

3 委員長、副委員長は、運営委員の互選で決める。

(委員長等の職務)

第9条 委員長は、全道協議会並びに運営委員会の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(任期)

第10条 第4条に定める代表並びに運営委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の変更)

第11条 この規程は、全道協議会の合意を得たのち、北海道スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附 則

- (1) 本規程は、昭和53年5月10日から施行する。
- (2) 設立当初の役員は、第14条の規程にかかわらず、その期間は1年とする。

附 則

- (1) この改正規程は、昭和60年4月1日から施行する。
- (2) この改正規程施行のとき、旧規程により選任されている北海道スポーツ少年団指導者協議会の役員は、改正規程第8条による運営委員会が選任されるまで、会長は委員長に、副会長は副委員長に、理事は運営委員と読み替えるものとする。

附 則(平成12年12月22日一部改正)

この規程は、平成12年12月22日から施行する。